

令和8年第3回神奈川県議会定例会議案

(条例その他)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 69 号 議 案	神奈川県地域未来基金条例	1
定 県 第 70 号 議 案	かながわ森林基金条例を廃止する条例	2
定 県 第 71 号 議 案	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	3
定 県 第 72 号 議 案	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	4
定 県 第 73 号 議 案	神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例の一部を改正する条例	5
定 県 第 74 号 議 案	クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例	6
定 県 第 75 号 議 案	工事請負契約の締結について（地球市民かながわプラザ空調設備改修工事請負契約）	7
定 県 第 76 号 議 案	工事請負契約の締結について（川崎南部方面特別支援学校（仮称）新築工事（建築―第1工区）請負契約）	8
定 県 第 77 号 議 案	工事請負契約の締結について（川崎南部方面特別支援学校（仮称）新築工事（建築―第2工区）請負契約）	9
定 県 第 78 号 議 案	工事委託契約の締結について（横浜農業合同庁舎整備事業委託契約）	10
定 県 第 79 号 議 案	動産の取得について	11
定 県 第 80 号 議 案	債権の放棄について	12
定 県 第 81 号 議 案	損害賠償の額の決定について	13
定 県 第 82 号 議 案	地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款の変更について	20
認 第 1 号	令和7年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算の認定について	21

神奈川県地域未来基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、神奈川県地域未来基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県は、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第3号）附則第3条第1項の規定により地域未来基金費が地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の規定による基準財政需要額へ算入することとされたことを踏まえ、重点的に育成すべき産業分野を特定し、その育成を図るための事業及び地域経済を支える地場産業の成長を促すための事業に必要な経費を積み立てるため、神奈川県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第3条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(運用)

第4条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金は、第2条の事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県地域未来基金の設置、管理及び処分に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

かながわ森林基金条例を廃止する条例

かながわ森林基金条例（平成2年神奈川県条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

令和8年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

かながわ森林基金の廃止に伴い、かながわ森林基金条例を廃止したいので提案するものであります。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等 を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人市民セクターよこはまの項、特定非営利活動法人地域家族しんちゃんハウスの項、特定非営利活動法人WE21ジャパンいそごの項及びNPO法人湘南フィルハーモニー管弦楽団の項を削り、同表特定非営利活動法人フードバンク湘南の項中「平塚市御殿一丁目33番35号亀井ハイツ101」を「平塚市馬入本町1番10号」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人地域家族しんちゃんハウス	大和市南林間七丁目1番15号	令和8年11月1日から 令和13年10月31日まで
特定非営利活動法人市民セクターよこはま	横浜市中区弁天通六丁目81番コーケンキャピタルビル2階C号室	令和8年11月1日から 令和13年10月31日まで

附 則

- この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人WE21ジャパンいそごの項及びNPO法人湘南フィルハーモニー管弦楽団の項を削る改正規定並びに同表特定非営利活動法人フードバンク湘南の項の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正前の別表特定非営利活動法人市民セクターよこはまの項及び特定非営利活動法人地域家族しんちゃんハウスの項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。
- 次に掲げる寄附金に係る特定非営利活動法人の指定及び神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）第10条第2項の期間については、なお従前の例による。
 - 令和8年3月15日以前に改正前の別表特定非営利活動法人WE21ジャパンいそごの項に規定する特定非営利活動法人に対して支出された寄附金
 - 附則第1項ただし書に規定する規定の施行前に改正前の別表NPO法人湘南フィルハーモニー管弦楽団の項に規定する特定非営利活動法人に対して支出された寄附金

令和8年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正 する条例

住民基本台帳法施行条例（平成21年神奈川県条例第86号）の一部を次のように改正する。
別表第3の3の項中「納付」の次に「又は第75条の2第2項の規定による命令」を加える。

附 則

この条例は、令和9年1月1日から施行する。

令和8年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

住民基本台帳ネットワークの本人確認情報等を提供する事務を追加するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり 推進条例の一部を改正する条例

神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成16年神奈川県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第33条中「第28条」の次に「、第32条」を加え、同条を第34条とし、第5章中第32条を第33条とし、第31条の次に次の1条を加える。

（犯罪防止特別宣言の対象となる犯罪に関する防犯上の指針の策定）

第32条 知事は、前条第1項の規定による犯罪防止特別宣言をしたときは、公安委員会と協議して、特に必要があると認めるときは、当該犯罪に関する防犯上の指針を定めることができる。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

令和8年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

令和7年度に行った条例の見直しに伴い、特殊詐欺など特定の犯罪の多発等により犯罪防止特別宣言を行った場合に、防犯上の指針を定めることを可能とするなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

クリーニング業法施行条例の一部を改正 する条例

クリーニング業法施行条例（平成14年神奈川県条例第69号）の一部を次のように改正する。
別表3の項中「7,000円」を「1万800円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

クリーニング師試験の実技試験の実施方法の見直しに伴い、手数料の額を改定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

工事請負契約の締結について

地球市民かながわプラザ空調設備改修工事請負契約を次により締結するものとする。

1 請負契約者名 勝栄・生井・高田屋特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社勝栄工業

代表取締役 中 内 靖 修

2 請負契約金額 9億9,333万2,780円

令和8年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地球市民かながわプラザ空調設備改修工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

川崎南部方面特別支援学校（仮称）新築工事（建築―第1工区）請負契約を次により締結するものとする。

1 請負契約者名 渡辺・根本・昭和特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社渡辺組

代表取締役 渡 邊 一 郎

2 請負契約金額 29億3,700万円

令和8年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

川崎南部方面特別支援学校（仮称）新築工事（建築―第1工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

川崎南部方面特別支援学校（仮称）新築工事（建築一第2工区）請負契約を次により締結するものとする。

1 請負契約者名 渡辺・根本・昭和特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社渡辺組

代表取締役 渡 邊 一 郎

2 請負契約金額 23億5,400万円

令和8年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

川崎南部方面特別支援学校（仮称）新築工事（建築一第2工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事委託契約の締結について

横浜農業合同庁舎整備事業委託契約を次により締結するものとする。

- 1 委託契約者名 奈良建設・多摩設計グループ
代表者 奈良建設株式会社
代表取締役 植 本 正太郎
- 2 委託契約金額 25億800万円

令和8年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

横浜農業合同庁舎整備事業委託契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

動産の取得について

動産買入れのため、次により契約を締結するものとする。

- 1 品 目 交通取締用四輪車
- 2 契 約 者 名 神奈川県トヨタ自動車株式会社
特販部 部長 首藤 豊
- 3 契 約 金 額 1億1,960万1,170円

令和8年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

交通取締用四輪車買入れのため契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

債権の放棄について

次の債権を放棄するものとする。

1 中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金に係る返還金

債 務 者 名	住 所	債権の総額	放 棄 額	放棄する理由
合同会社なっば 代表社員 佐藤 菜穂美	川崎市中原区新丸子東一丁目983番地1	18,591,720 ^円	18,591,720 ^円	債務者の破産
計 1 名		18,591,720	18,591,720	

2 商店街活性化支援事業資金貸付金

債 務 者 名	住 所	債権の総額	放 棄 額	放棄する理由
有限会社新智商店 代表取締役 伊藤 新次良	逗子市沼間2丁目10番15号	4,218,624 ^円	4,218,624 ^円	法人がみなし解散し、強制執行の対象財産が存在せず、連帯保証人からも回収が困難であるため
計 1 名		4,218,624	4,218,624	

3 中小企業設備近代化資金貸付金に係る返還金

債 務 者 名	住 所	債権の総額	放 棄 額	放棄する理由
有限会社三伸重機興業 代表取締役 小笠原 光直	川崎市中原区新城三丁目4番6号	21,906,069 ^円	21,906,069 ^円	法人が事実上倒産し、強制執行の対象財産が存在せず、連帯保証人からも回収が困難であるため
計 1 名		21,906,069	21,906,069	

令和8年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金に係る返還金等の3債権を放棄したいので、地方自治法第96条第1項の規定により提案するものであります。

損害賠償の額の決定について

次により損害賠償の額の決定をするものとする。

- 1 件 名 県警察交通部第二交通機動隊の隊員による不適正な交通違反取締り等により生じた損害に係る損害賠償

2 損害賠償の相手方及び損害賠償の額

項番	損害賠償の相手方	損害賠償の額 (円)
1	茨城県つくば市在住 個人	2,604
2	埼玉県さいたま市在住 個人	2,832
3	埼玉県さいたま市在住 個人	1,708
4	埼玉県さいたま市在住 個人	1,080
5	埼玉県狭山市在住 個人	2,646
6	埼玉県坂戸市在住 個人	1,012
7	埼玉県嵐山町在住 個人	2,044
8	千葉県千葉市在住 個人	438
9	千葉県木更津市在住 個人	1,000
10	東京都中央区在住 個人	152
11	東京都港区在住 個人	1,994
12	東京都港区在住 個人	238
13	東京都新宿区在住 個人	1,278
14	東京都文京区在住 個人	1,000
15	東京都文京区在住 個人	418
16	東京都文京区在住 個人	62
17	東京都台東区在住 個人	1,226
18	東京都台東区在住 個人	300
19	東京都墨田区在住 個人	19,036
20	東京都江東区在住 個人	64
21	東京都品川区在住 個人	420
22	東京都目黒区在住 個人	420
23	東京都目黒区在住 個人	210
24	東京都大田区在住 個人	958
25	東京都大田区在住 個人	760
26	東京都世田谷区在住 個人	1,232
27	東京都世田谷区在住 個人	1,000
28	東京都世田谷区在住 個人	424
29	東京都渋谷区在住 個人	84
30	東京都渋谷区在住 個人	22
31	東京都中野区在住 個人	920
32	東京都杉並区在住 個人	1,340

33	東京都杉並区在住 個人	776
34	東京都杉並区在住 個人	176
35	東京都杉並区在住 個人	148
36	東京都豊島区在住 個人	86
37	東京都荒川区在住 個人	168
38	東京都練馬区在住 個人	982
39	東京都練馬区在住 個人	784
40	東京都葛飾区在住 個人	1,084
41	東京都葛飾区在住 個人	334
42	東京都立川市在住 個人	1,572
43	東京都調布市在住 個人	1,020
44	東京都調布市在住 個人	560
45	東京都町田市在住 個人	2,258
46	東京都多摩市在住 個人	1,496
47	神奈川県横浜市在住 個人	15,230
48	神奈川県横浜市在住 個人	6,212
49	神奈川県横浜市在住 個人	3,058
50	神奈川県横浜市在住 個人	2,500
51	神奈川県横浜市在住 個人	2,500
52	神奈川県横浜市在住 個人	2,020
53	神奈川県横浜市在住 個人	1,894
54	神奈川県横浜市在住 個人	1,762
55	神奈川県横浜市在住 個人	1,738
56	神奈川県横浜市在住 個人	1,738
57	神奈川県横浜市在住 個人	1,676
58	神奈川県横浜市在住 個人	1,604
59	神奈川県横浜市在住 個人	1,354
60	神奈川県横浜市在住 個人	1,306
61	神奈川県横浜市在住 個人	1,276
62	神奈川県横浜市在住 個人	1,218
63	神奈川県横浜市在住 個人	1,214
64	神奈川県横浜市在住 個人	1,102
65	神奈川県横浜市在住 個人	930
66	神奈川県横浜市在住 個人	880
67	神奈川県横浜市在住 個人	838
68	神奈川県横浜市在住 個人	646
69	神奈川県横浜市在住 個人	604
70	神奈川県横浜市在住 個人	574
71	神奈川県横浜市在住 個人	440
72	神奈川県横浜市在住 個人	440
73	神奈川県横浜市在住 個人	418

74	神奈川県横浜市在住 個人	376
75	神奈川県横浜市在住 個人	356
76	神奈川県横浜市在住 個人	334
77	神奈川県横浜市在住 個人	334
78	神奈川県横浜市在住 個人	334
79	神奈川県横浜市在住 個人	314
80	神奈川県横浜市在住 個人	314
81	神奈川県横浜市在住 個人	286
82	神奈川県横浜市在住 個人	210
83	神奈川県横浜市在住 個人	188
84	神奈川県川崎市在住 個人	2,000
85	神奈川県川崎市在住 個人	1,904
86	神奈川県川崎市在住 個人	1,318
87	神奈川県川崎市在住 個人	1,318
88	神奈川県川崎市在住 個人	1,230
89	神奈川県川崎市在住 個人	1,046
90	神奈川県川崎市在住 個人	1,024
91	神奈川県川崎市在住 個人	1,002
92	神奈川県川崎市在住 個人	1,000
93	神奈川県川崎市在住 個人	962
94	神奈川県川崎市在住 個人	878
95	神奈川県川崎市在住 個人	878
96	神奈川県川崎市在住 個人	734
97	神奈川県相模原市在住 個人	3,166
98	神奈川県相模原市在住 個人	1,740
99	神奈川県相模原市在住 個人	1,582
100	神奈川県相模原市在住 個人	1,316
101	神奈川県相模原市在住 個人	1,212
102	神奈川県相模原市在住 個人	1,074
103	神奈川県相模原市在住 個人	1,008
104	神奈川県相模原市在住 個人	754
105	神奈川県相模原市在住 個人	526
106	神奈川県相模原市在住 個人	482
107	神奈川県平塚市在住 個人	4,460
108	神奈川県平塚市在住 個人	2,466
109	神奈川県平塚市在住 個人	2,202
110	神奈川県平塚市在住 個人	2,180
111	神奈川県平塚市在住 個人	2,178
112	神奈川県平塚市在住 個人	2,054
113	神奈川県平塚市在住 個人	1,920
114	神奈川県平塚市在住 個人	1,846

115	神奈川県平塚市在住	個人	1,500
116	神奈川県平塚市在住	個人	1,462
117	神奈川県平塚市在住	個人	1,440
118	神奈川県平塚市在住	個人	1,402
119	神奈川県平塚市在住	個人	1,362
120	神奈川県平塚市在住	個人	1,324
121	神奈川県平塚市在住	個人	1,322
122	神奈川県平塚市在住	個人	1,304
123	神奈川県平塚市在住	個人	1,182
124	神奈川県平塚市在住	個人	1,182
125	神奈川県平塚市在住	個人	1,122
126	神奈川県平塚市在住	個人	1,054
127	神奈川県平塚市在住	個人	922
128	神奈川県平塚市在住	個人	884
129	神奈川県平塚市在住	個人	884
130	神奈川県平塚市在住	個人	884
131	神奈川県平塚市在住	個人	884
132	神奈川県平塚市在住	個人	710
133	神奈川県鎌倉市在住	個人	3,094
134	神奈川県鎌倉市在住	個人	1,836
135	神奈川県鎌倉市在住	個人	1,680
136	神奈川県鎌倉市在住	個人	1,680
137	神奈川県鎌倉市在住	個人	1,570
138	神奈川県鎌倉市在住	個人	1,160
139	神奈川県鎌倉市在住	個人	1,160
140	神奈川県鎌倉市在住	個人	1,160
141	神奈川県鎌倉市在住	個人	540
142	神奈川県鎌倉市在住	個人	356
143	神奈川県藤沢市在住	個人	10,954
144	神奈川県藤沢市在住	個人	3,586
145	神奈川県藤沢市在住	個人	2,282
146	神奈川県藤沢市在住	個人	2,160
147	神奈川県藤沢市在住	個人	2,000
148	神奈川県藤沢市在住	個人	1,858
149	神奈川県藤沢市在住	個人	1,778
150	神奈川県藤沢市在住	個人	1,778
151	神奈川県藤沢市在住	個人	1,778
152	神奈川県藤沢市在住	個人	1,738
153	神奈川県藤沢市在住	個人	1,738
154	神奈川県藤沢市在住	個人	1,712
155	神奈川県藤沢市在住	個人	1,652

156	神奈川県藤沢市在住 個人	1,634
157	神奈川県藤沢市在住 個人	1,630
158	神奈川県藤沢市在住 個人	1,600
159	神奈川県藤沢市在住 個人	1,568
160	神奈川県藤沢市在住 個人	1,484
161	神奈川県藤沢市在住 個人	1,450
162	神奈川県藤沢市在住 個人	1,256
163	神奈川県藤沢市在住 個人	1,256
164	神奈川県藤沢市在住 個人	1,232
165	神奈川県藤沢市在住 個人	1,098
166	神奈川県藤沢市在住 個人	1,096
167	神奈川県藤沢市在住 個人	1,062
168	神奈川県藤沢市在住 個人	1,042
169	神奈川県藤沢市在住 個人	1,036
170	神奈川県藤沢市在住 個人	998
171	神奈川県藤沢市在住 個人	940
172	神奈川県藤沢市在住 個人	940
173	神奈川県藤沢市在住 個人	940
174	神奈川県藤沢市在住 個人	940
175	神奈川県藤沢市在住 個人	940
176	神奈川県藤沢市在住 個人	940
177	神奈川県藤沢市在住 個人	940
178	神奈川県藤沢市在住 個人	940
179	神奈川県藤沢市在住 個人	922
180	神奈川県藤沢市在住 個人	878
181	神奈川県藤沢市在住 個人	832
182	神奈川県藤沢市在住 個人	732
183	神奈川県藤沢市在住 個人	670
184	神奈川県藤沢市在住 個人	626
185	神奈川県藤沢市在住 個人	624
186	神奈川県藤沢市在住 個人	622
187	神奈川県藤沢市在住 個人	608
188	神奈川県藤沢市在住 個人	574
189	神奈川県藤沢市在住 個人	566
190	神奈川県藤沢市在住 個人	544
191	神奈川県藤沢市在住 個人	522
192	神奈川県藤沢市在住 個人	494
193	神奈川県藤沢市在住 個人	442
194	神奈川県藤沢市在住 個人	382
195	神奈川県藤沢市在住 個人	356
196	神奈川県藤沢市在住 個人	322

197	神奈川県小田原市在住 個人	2,244
198	神奈川県小田原市在住 個人	1,866
199	神奈川県小田原市在住 個人	1,780
200	神奈川県小田原市在住 個人	1,696
201	神奈川県小田原市在住 個人	1,554
202	神奈川県小田原市在住 個人	1,406
203	神奈川県小田原市在住 個人	1,088
204	神奈川県小田原市在住 個人	920
205	神奈川県小田原市在住 個人	858
206	神奈川県小田原市在住 個人	700
207	神奈川県小田原市在住 個人	580
208	神奈川県小田原市在住 個人	400
209	神奈川県小田原市在住 個人	358
210	神奈川県茅ヶ崎市在住 個人	4,300
211	神奈川県茅ヶ崎市在住 個人	2,290
212	神奈川県茅ヶ崎市在住 個人	2,156
213	神奈川県茅ヶ崎市在住 個人	2,002
214	神奈川県茅ヶ崎市在住 個人	1,940
215	神奈川県茅ヶ崎市在住 個人	1,406
216	神奈川県茅ヶ崎市在住 個人	1,316
217	神奈川県茅ヶ崎市在住 個人	1,316
218	神奈川県茅ヶ崎市在住 個人	1,202
219	神奈川県茅ヶ崎市在住 個人	1,042
220	神奈川県茅ヶ崎市在住 個人	1,026
221	神奈川県茅ヶ崎市在住 個人	742
222	神奈川県三浦市在住 個人	1,436
223	神奈川県秦野市在住 個人	1,864
224	神奈川県秦野市在住 個人	1,560
225	神奈川県厚木市在住 個人	1,362
226	神奈川県厚木市在住 個人	922
227	神奈川県厚木市在住 個人	922
228	神奈川県厚木市在住 個人	494
229	神奈川県厚木市在住 個人	234
230	神奈川県大和市在住 個人	14,748
231	神奈川県大和市在住 個人	504
232	神奈川県大和市在住 個人	504
233	神奈川県伊勢原市在住 個人	1,024
234	神奈川県伊勢原市在住 個人	982
235	神奈川県伊勢原市在住 個人	962
236	神奈川県伊勢原市在住 個人	878
237	神奈川県伊勢原市在住 個人	732

238	神奈川県海老名市在住 個人	1,568
239	神奈川県海老名市在住 個人	1,216
240	神奈川県海老名市在住 個人	568
241	神奈川県海老名市在住 個人	502
242	神奈川県海老名市在住 個人	502
243	神奈川県海老名市在住 個人	502
244	神奈川県海老名市在住 個人	482
245	神奈川県海老名市在住 個人	378
246	神奈川県海老名市在住 個人	378
247	神奈川県座間市在住 個人	1,318
248	神奈川県南足柄市在住 個人	1,866
249	神奈川県南足柄市在住 個人	1,296
250	神奈川県綾瀬市在住 個人	1,676
251	神奈川県寒川町在住 個人	1,862
252	神奈川県寒川町在住 個人	570
253	神奈川県寒川町在住 個人	524
254	神奈川県寒川町在住 個人	340
255	神奈川県大磯町在住 個人	2,428
256	神奈川県大磯町在住 個人	2,364
257	神奈川県大磯町在住 個人	1,578
258	神奈川県二宮町在住 個人	1,690
259	神奈川県中井町在住 個人	1,024
260	神奈川県箱根町在住 個人	1,600
261	神奈川県真鶴町在住 個人	1,000
262	神奈川県真鶴町在住 個人	864
263	神奈川県湯河原町在住 個人	1,000
264	神奈川県湯河原町在住 個人	484
265	静岡県沼津市在住 個人	700
266	静岡県熱海市在住 個人	2,140
267	静岡県熱海市在住 個人	1,500
268	静岡県伊東市在住 個人	7,800
269	静岡県伊東市在住 個人	1,000
270	岡山県岡山市在住 個人	1,632
271	長崎県対馬市在住 個人	1,866

令和8年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県警察交通部第二交通機動隊の隊員による不適正な交通違反取締り等により生じた損害に係る損害賠償の額を決定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により提案するものであります。

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構 定款の変更について

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款の一部を次のように変更する。

第15条の表に次のように加える。

ドーナッツ生活介護事業所	足柄上郡大井町
かなうえる相談支援事業所	足柄上郡中井町

別表第2建物の項中「神奈川県立中井やまゆり園」の次に「・かなうえる相談支援事業所」を加える。

附 則

この定款は、令和9年1月1日又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第8条第2項の規定による総務大臣の認可の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、改正後の第15条の表ドーナッツ生活介護事業所の項の規定は、同項に規定する施設が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による知事の指定を受けた日又は法第8条第2項の規定による総務大臣の認可の日のいずれか遅い日から施行する。

令和8年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構が、生活介護事業所及び相談支援事業所を設置するため、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款を変更したいので、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により提案するものであります。

令和7年度神奈川県公営企業決算及び 神奈川県流域下水道事業決算の認定に ついて

令和7年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算は、別冊のとおりにつき、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和8年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

